

○全学学生会館使用細則

2010年12月15日

制定

(目的)

第1条 全学学生会館（学生会館・葵陵会館・学生厚生会館）の使用は、この細則の定めるところによる。ただし、食堂・書籍・文具・食品等店舗については、別に定める。

(利用の心構え)

第2条 全学学生会館の使用にあたっては、公共施設利用の良識と善意をもってするほか、課外活動の発展向上を達成することに努力するものとする。

- 2 全学学生会館の使用にあたっては、設備保全維持、清掃、整理・整頓等環境及び秩序の維持並びに防災、防犯、防火に対し、十分に留意するものとする。
- 3 全学学生会館内での火気の使用は、所定の場所に備え付けられたものに限る。
- 4 全学学生会館内では、他の学生・教職員、近隣住民等に迷惑をかける騒音や大声を出すことなどの迷惑行為は行わないように留意して活動を行う。

(利用時間・利用者)

第3条 全学学生会館を利用できる時間と利用できる者は、次のとおりとする。

建物名	施設名	利用者	利用可能時間
学生会館	学生団体室・サークル部室、 器具庫・楽器庫・倉庫（地階 ～4階）	本学学生	9：00～21：30
	共同印刷室（地階）	本学学生	9：00～20：00
	音楽練習室（地階）	①本学学生 ②学生支援部学生課	9：00～20：00 （日曜祝日は18：00まで）
	音楽練習室兼会議室（4階）	が特に認めた者	9：00～21：00 （日曜祝日は18：00まで）
葵陵会館	ラウンジ（1階・2階）	①本学学生 ②本学教職員	9：00～21：00 （日曜祝日は原則休館）
	小ホール（3階）	③学生支援部学生課 が特に認めた者	9：00～21：00 （日曜祝日は原則休館）
	集会室（3階）		9：00～21：00 （日曜祝日は原則休館）

学生厚生会館	学生ラウンジ (1階)	①本学学生 ②本学教職員	9 : 00～21 : 00 (日曜祝日は原則休館)
	和室 (3階)	③学生支援部学生課 が特に認めた者	9 : 00～21 : 00 (日曜祝日は原則休館)
	ミーティングフロア (3階)		9 : 00～21 : 00 (日曜祝日は原則休館)
	学生団体室・サークル部室、 倉庫 (4階・5階)	本学学生	9 : 00～21 : 30

2 前項の定めに関わらず、3日前までに学生支援部学生課（以下、「学生課」という。）に申請し、許可された場合、学生団体室・サークル部室に限り、23 : 00まで利用することができる。

3 全学学生会館における宿泊は、理由の如何を問わず、認めない。

4 本学が指定した場所以外での飲酒・喫煙は厳禁とする。これらの行為を行った団体・サークルは学生団体室・サークル部室を含む全学学生会館の使用を停止する。

5 祝日授業日、授業休止期間及び入学試験等の大学行事日については別に利用時間を定める。また、日曜・祝日等の外部貸出時の葵陵会館ラウンジや学生厚生会館ラウンジの使用については別に定める。

(学生専用スペースの管理)

第4条 大学は、学生会館並びに学生厚生会館の学生団体室・サークル部室の各室の各1個の鍵の管理を各団体代表者に委嘱する。大学より鍵を受領した各団体代表者は、責任を持ってその管理に当たるものとする。また、休部等の理由で学生団体室・サークル部室を使用しなくなった場合は、速やかに部室の鍵を大学に返却する。なお、原則として、鍵の複製は禁止する。

2 楽器庫、器具庫、倉庫等の専用部分については、専用団体が、その管理責任を負うものとする。なお、本学の許可なく、全学学生会館内の設備・備品の移動はできない。

3 学生団体室・サークル部室及び楽器庫・器具庫・倉庫の割り当ては、東京経済大学全学学生会館規則第5条に定める学生の委員会が学生課と相談の上、行う。

4 その他、学生団体室・サークル部室の管理にあたっては学生団体・サークルが毎年大学に提出する誓約書の定めに従うものとする。

(共用スペースの管理)

第5条 全学学生会館のラウンジ等を除く施錠管理している共用スペース並びに学生課倉庫等の鍵は、学生課が保管管理し、使用申込みに応じて、貸出を行うものとする。

(全学学生会館の利用方法)

第6条 全学学生会館の共用スペースの使用申込みをできる者は、第3条に規定した者とし、使用申込み者は、大学が定める所定用紙に、その都度、使用団体名、使用目的、使用希望施設名、使用時間、使用人数と構成内容等を記載し、申請し、許可を受けなくてはならない。また、本学の学生は学生証を提示しなくてはならない。なお、使用目的が東京経済大学全学学生会館規則第2条に定める全学学生会館の目的にふさわしくない場合は、許可しないものとする。

- 2 使用申込者は、使用許可を受けた施設につき一切の責任を負う。
- 3 施設以外に備え付けの什器備品を使用する時は、所定の借用申込書により許可を受けなければならない。
- 4 本条第1項による申請に対しては、原則として申込順に許可するものとする。ただし、本学にやむを得ない都合が生じた時は、許可後もこれを変更し、又は取り消すことがある。
- 5 共同印刷室の使用については、学生課が定める使用ルールにしたがう。
- 6 ラウンジ、ミーティングフロア等におけるダンス・音楽活動等の迷惑行為は禁止する。

(違反・罰則)

第7条 大学は、前条までの各条の定めに違反した場合は、学生の委員会と協議し、該当者又は所属団体の使用につき、制限又は禁止の措置をとることができるものとする。

- 2 全学学生会館を使用又は利用するにあたり、故意又は重大な過失により設備・備品等を破損・滅失した者には、大学はこれを賠償させることができるものとする。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、学生の委員会の意見を聞いた上で、全学学生会館委員会の発議に基づき、学生委員会が行う。

付 則

- 1 この細則は、2010年（平成22年）12月15日から施行する。
- 2 この細則の施行により、「葵陵会館使用細則」、「学生会館使用細則」及び「学生厚生会館使用細則」は廃止する。